

小田原市監査委員公表第8号

平成31年4月2日

小田原市監査委員 岡本重治

小田原市監査委員 数馬勝

小田原市監査委員 神永四郎

平成30年度財政援助団体等監査の結果公表

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

財政援助団体等監査の結果に関する報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査（財政援助団体等監査）

第2 監査の期間

平成30年12月17日から平成31年3月18日まで

第3 監査の対象

- 1 小田原市土地開発公社（出資団体）
- 2 公益財団法人小田原市体育協会（出資団体）
- 3 一般社団法人小田原市観光協会
 - (1) 小田原市観光協会補助金（財政援助団体）
 - (2) 小田原城天守閣及び小田原城常盤木門並びに小田原城歴史見聞館の指定管理者（公の施設の指定管理者）

第4 監査の方法

平成29年度の出納その他の事務が適正に執行されているか、関係書類の提出を求め、書類を審査するとともに関係職員から説明を聴取した。

第5 監査の結果

- 1 小田原市土地開発公社（出資団体）
 - (1) 設立目的等
当該法人は、昭和49年、「公有地の拡大の推進に関する法律」の施行に伴い、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的に、小田原市が500万円を出資することにより小田原市土地開発公社として設立された。
 - (2) 事業内容
主な事業として公共用地先行取得事業、公共用地処分事業が行われている。

(3) 財務状態

ア 損益計算書

(単位：円)

科目	平成29年度
1 事業収益	774,377,595
2 事業原価	774,377,595
事業総損益	0
3 販売費及び一般管理費	10,117,074
事業損益	△ 10,117,074
4 事業外収益	22,656,429
5 事業外費用	9,606,419
経常損益	2,932,936
当期純損益	2,932,936

イ 貸借対照表

(単位：円)

科目	平成29年度
資産の部	
流動資産 (うち公有用地)	3,372,454,275 (2,887,536,445)
固定資産	985,190
資産合計	3,373,439,465

科目	平成29年度
負債の部	
流動負債	1,724,662,549
固定負債	0
負債合計	1,724,662,549
資本の部	
資本金	5,000,000
準備金	1,643,776,916
資本合計	1,648,776,916
負債及び資本合計	3,373,439,465

ウ 保有土地の推移

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保有額 (百万円)	8,728	7,324	6,039	4,124	3,349
保有面積 (㎡)	75,163	73,627	69,192	54,252	50,333

(4) 監査結果

事業運営は目的に沿って行われており、出納その他の事務は適正に執行されているものと認められた。

公社は、市の「土地開発公社の経営の健全化に関する計画書（平成25年6月小田原市）」に基づき、保有土地の市による再取得が進んだことから、公社の土地保有額が大幅に縮減されるなどの経営の健全化が図られた。市は引き続き、土地の再取得を適切に行い、公社の健全経営に努められたい。

2 公益財団法人小田原市体育協会（出資団体）

（1）設立目的等

当該法人は、昭和21年に小田原体育連盟として発足し、その後、平成5年に市の1億円の出資により財団法人小田原市体育協会として設立された。

平成25年4月には「スポーツに関する教室、競技会、講習会等の開催などにより、小田原市における市民総ぐるみのスポーツ振興を図り、もって明るいまちづくりに寄与すること」を目的とする公益財団法人に移行した。

（2）事業内容

公益法人への移行に伴い、スポーツに関する教室や競技会等の開催、団体及び人材の育成などの公益目的事業が行われている。

（3）財務状態

ア 正味財産増減計算書

（単位：円）

科 目	平成29年度
一般正味財産増減の部	
経常収益	82,650,146
経常費用	83,243,235
当期経常増減額	△ 593,089
経常外収益	0
経常外費用	0
当期一般正味財産増減額	△ 593,089
一般正味財産期首残高	5,290,619
一般正味財産期末残高	4,697,530
指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	100,000,000
指定正味財産期末残高	100,000,000
正味財産期末残高	104,697,530

イ 貸借対照表

（単位：円）

科 目	平成29年度
資産の部	
流動資産	17,599,062
固定資産	115,630,814
資産合計	133,229,876

科 目	平成29年度
負債の部	
流動負債	13,693,770
固定負債	14,838,576
負債合計	28,532,346
正味財産の部	
指定正味財産	100,000,000
一般正味財産	4,697,530
正味財産合計	104,697,530
負債及び正味財産合計	133,229,876

(4) 監査結果

事業運営は目的に沿って行われており、出納その他の事務は適正に執行されているものと認められた。

2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるなど、スポーツへの関心が一層高まると思われる。市はこの機会を捉え、市体育協会とともに、生涯スポーツの振興に取り組まれない。

3 一般社団法人小田原市観光協会

(1) 設立目的等

当該法人は、任意団体であったものを、一般社団法人として、平成26年4月「小田原市の自然、歴史、文化、産業などの恵まれた地域資源を活かして観光振興を図り、その魅力を広く内外に発信することにより交流人口を拡大し、地域経済の活性化に寄与すること」を目的に設立された。

(2) 事業内容

主な事業として、観光宣伝や観光誘客、観光情報の収集や発信、観光事業の実施など、本市の観光振興、交流人口、地域経済の活性化に関する事業が行われている。

(3) 小田原市観光協会補助金（財政援助団体）

ア 補助金交付の目的及び対象事業

市は、小田原市補助金の交付等に関する規則に基づき、小田原市経済部観光課所管に係る補助金交付要綱により補助金交付の目的と対象事業及び補助金額等を定め、観光協会に小田原市観光協会補助金を交付している。

当該交付要綱の定めにおいて、補助金交付の目的は、本市の観光資源を活用して、観光及び宣伝活動を行い、もって観光事業の振興と健全な発展に資することとしており、この対象は、観光行事の開催、観光及び物産の紹介宣伝、その他観光事業の振興に関する事業とし、事業に必要な経費から事業に関する収入を除いた額が補助金として交付される。

補助金の対象経費は、人件費、会議費、誘客費、行事費及びまつり共催等事業費となっている。

イ 収支状況

(ア) 補助金額

(単位:円)

区 分	日 付	補 助 金 額
補助金交付決定	平成29年4月1日	126,573,000
補助金交付決定変更	平成29年12月20日	125,032,000
補助金額確定	平成30年3月31日	125,032,000

(イ) 一般会計収支決算と補助金額

(単位:円)

科 目	平成29年度	うち補助金対象	
収入の部			
受託費	7,167,000		
会費	11,810,000		
賛助金	34,814,808	34,814,808	誘客費、行事費の収入として
補助金	125,062,000		
事業収益	7,665,000		
雑収入	8,571,055	8,231,008	総務費、誘客費、行事費等の収入として
特定資産受取利息	1,372		
収入合計	195,091,235	43,045,816	事業に関する収入(A)
支出の部			
総務費	58,808,667	41,099,228	人件費、会議費
誘客費	4,644,496	4,644,496	誘客費
行事費	120,768,465	120,768,465	行事費
その他の事業費	14,147,612	2,014,316	まつり共催等事業費(ちょうちん製作体験等)
法人管理費	330,785		
租税公課	1,862,700		
法人税等	372,300		
支出合計	200,935,025	168,526,505	事業に必要と認められる経費(B)
収支差額	△ 5,843,790	125,480,689	(B)から(A)を除いた額
		125,032,000	補助金額

※ 収入の部補助金の内訳は、小田原市観光協会補助金125,032,000円及び県観光協会補助金30,000円である。

平成29年度の小田原市観光協会補助金は、観光協会の一般会計収支決算のうち、事業に必要と認められる経費として、総務費、誘客費、行事費及びその他の事業費のうち168,526,505円について、事業に関する収入として、賛助金及び雑収入のうち43,045,816円を除いた額の125,480,689円を対象に、125,032,000円が交付された。

ウ 監査結果

事業運営は目的に沿って行われており、出納その他の事務は適正に執行されているものと認められた。

市は引き続き、観光協会とともに、本市の観光振興を図り、交流人口の拡大と地域経済の活性化に取り組まれない。

(4) 小田原城天守閣及び小田原城常盤木門並びに小田原城歴史見聞館の指定管理者
(公の施設の指定管理者)

ア 指定管理の目的と業務内容

市と当該指定管理者である観光協会は、小田原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定により、小田原城天守閣及び小田原城常盤木門並びに小田原城歴史見聞館(以下「小田原城天守閣等」という。)の管理運営に関する基本協定を締結してい

る。

当該指定管理者の業務は、小田原城天守閣等の適正かつ効率的な管理運営を行うとともに、本市の主要な観光施設である小田原城天守閣等を活かし、観光振興の推進と歴史・文化教養の向上に寄与することを目的としており、施設の維持管理、運営、自主事業の実施などの多岐にわたっている。

指定管理者の業務に要する管理運営経費は利用料金収入で賄われることとなっており、市に支払われる天守閣等維持管理整備に要する経費の額とともに、年度協定書に定められている。また、収入余剰金は、市と指定管理者との間で分配されることとなっている。

イ 収支状況（事業報告書）

（単位：円）

科 目	平成29年度
収入の部	
利用料金収入	336,731,730
その他事業収入	13,128,636
受取利息	543
収入合計	349,860,909
支出の部	
人件費	51,828,732
報償費	1,387,399
旅費	237,390
需用費	13,633,955
役務費	1,062,466
委託料	62,424,277
使用賃借料	1,250,159
負担金	34,000
天守閣等維持管理整備費	179,201,365
誘客事業費	24,272,104
什器備品	1,109,756
法人管理費	1,000,000
一般管理経費	7,848,982
支出合計	345,290,585
収支差額	4,570,324

ウ 監査結果

事業運営は目的に沿って行われており、出納その他の事務は適正に執行されているものと認められた。

市は引き続き、本市の主要な観光施設である小田原城天守閣、小田原城常盤木門及び小田原城歴史見聞館について、適切な管理運営に努められたい。